

地方独立行政法人長野県立病院機構に係る第2期中期目標期間の 終了時までに行う検討の結果及び措置について

1 根拠法令（地方独立行政法人法）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 中期目標期間の終了時までに行う検討の結果

（1）業務の継続又は組織の存続の必要性についての検討の結果

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、地域医療や高度・専門医療などの県の政策医療を効率的かつ効果的に提供するとともに、地域に必要な医療人材を養成し、公的使命を果たしてきた。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展、医療制度改革や働き方改革など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要がある。

このことから、引き続き病院機構により業務を継続することが適当である。

（2）業務及び組織全般についての検討の結果

上記（1）のとおり、今後も、引き続き各病院等において地域に必要な医療・介護サービスを提供するとともに、人材を養成することが適当である。

具体的には第3期中期目標の作成に係る検討をもって、業務及び組織全般に係る検討を行った。

3 中期目標期間の終了時までに行う措置

第3期中期目標を病院機構に指示することをもって、所要の措置を講ずることとする。